

災害に強い共助の地域づくり推進チーム 第1回会議

日時 平成29年5月8日(火) 午後2時～

場所 第2庁舎 第33会議室

1 開 会

2 チーム長あいさつ

3 議 題

- (1) 鳥取県中部地震や豪雪災害の発生により明らかとなった課題と新たな対策の方向性(案)について
- (2) 災害に対応した条例の検討状況について
 - ・鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例
 - ・障がい者が暮らしやすい地域づくり基本条例(仮称)
～ 愛称: あいサポート条例 ～

3 閉 会

[新] 災害に強い共助の地域づくり推進チーム

【現状(ポテンシャル)】

- ・移住者、住民団体等が自主的に避難誘導や避難所運営を支援
- ・企業による支援(炊き出し)
- ・住民同士の支えあい

【課題】

- ・公助と協働の住民同士による支え合いの一層推進
- ・自主防災組織の高齢化、日中不在の若い世代を補うしくみが必要
- ・地域防災の担い手となる人材の養成・確保が必要
- ・災害時に確実に情報を伝達できるしくみが必要
- ・長期避難も視野に入れて、安心して避難できる強固かつ良好な避難所が必要

【基本方針】 鳥取だからこそできる「防災文化づくり」

県・市町村・民間団体・地域の垣根を越えた新たな連携と支援の輪を創る
(高齢者、障がい者、児童、地域住民が助け合う絆(支え愛)の共生社会づくり)

① 多様な主体の連携による災害に備える新たなしくみづくりの推進

- ・民間企業(職場)と地域(住民・NPO等)との連携による支援
- ・県内市町村同士の連携による支援、支え愛による要支援者の避難体制づくり
- ・地域や集落間の連携による支援(「小さな拠点」のネットワーク等)
- ・災害時の情報アクセス・コミュニケーション充実(要支援者のサポート)

- ・地域防災・避難所運営を担うリーダーの育成
- ・ハザードマップ、支え愛マップによる情報共有、要支援者の支援体制づくり
- ・「小さな拠点」による、広域的な防災の取組を支援

<条 例> ・鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例
・鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例(一部改正)
・障がい者が暮らしやすい社会づくり条例(仮称)制定

② 防災・避難所機能の充実

- ・公的避難施設等と地元住民との連携
(一次避難所、福祉避難所、合同訓練、避難所の設置・運営への住民参加 等)
- ・ホテル・旅館など民間施設の活用や避難所の機能向上

- ・学校のトイレ改修・通信環境等の整備、教育施設の耐震化
- ・「小さな拠点」に防災・避難所機能を加えた拠点化を推進

<県民協働の組織> ・鳥取県防災会議、鳥取県中部地震復興会議
・障がい者条例(仮称)策定検討委員会、情報アクセス・コミュニケーション研究会、中山間協議会

<中核メンバー> 元気づくり総本部、危機管理局、地域振興部、福祉保健部、県土整備部、生活環境部、教育委員会、中部地震復興本部 ほか

地域・市町村と一緒にあった支え愛の強化

① 「支え愛マップ」づくり (強化) の推進

- ・地域での話し合いによる要支援者情報の共有
- ・指定避難所・福祉避難所情報の記載
- ・支え愛避難所の記載
- ・各種ハザードマップ情報の記載
- ・避難経路の記載 など


② 支え愛活動の強化

- ・支え愛マップによる自主避難訓練の実践
- ・日常的な要支援者への支援の実践
- ・自家用車避難者への対応
- ・交通機関立ち往生時の支援体制づくり など

リーダー育成・確保
支え愛活動のネットワーク

※ 情報提供・共有の充実 (外国人、観光客含む)

チーム運営スケジュール

内 容	
○第1回チーム会議 ・これまでの取組と現状・課題の共有 ・取組の方向性の確認	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">可能なものから事業化</div> 
○市町村・各団体との意見交換 ・モデル地区づくりに向けた意見交換 ⇒ モデル地区の設定 (支え愛マップ、行動計画の検討)	
○第2回チーム会議 ・モデル地区をケーススタディとして、新たな対策について意見交換	
○第3回チーム会議 ・これまでの施策の実施状況確認 (支え愛マップ・小さな拠点) ・モデル地区での取組検証 ・各部局での予算化の検討	
当初予算での予算化	

鳥取県中部地震・豪雪災害で明らかとなった課題と対策の方向性（案）

1 災害への備え

課 題（市町村・団体等の意見から）	現状の取組	今後地域に必要な取組（アイデア）
<p><鳥取県中部地震></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日頃からの地域内におけるコミュニケーションが災害時において有効 ・支え愛マップ・防災マップは作成していたが認識が不十分であった。 ・地域の防災リーダーの育成・確保が必要。 ・自主防災組織が機能しなかった。（平日の日中における避難誘導の担い手の確保、役割が不明確であった。） ・定期的な防災・避難訓練が必要（楽しみながら参加できるような工夫も必要） ・要支援者を特定するための、個人情報の共有が必要 ・自治会に未加入の住民への情報伝達をどのように行うか、予め決めておくことが必要。 ・外国人や観光客等に配慮した情報提供方法が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・支え愛マップの作成推進 ・地域づくり団体に対する活動支援 ・震災復興活動支援センターによる支援 ・防災体制づくり支援員の派遣 ・震災復興活動支援センターによる支援 ・自主防災活動アドバイザーの派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援者を支援する地域づくりを推進するため、支え愛マップづくりを全県下で推進（各種ハザードマップ情報の周知・整合） ・様々な災害や発生時間を想定した支え愛マップづくりと実際に利用した避難訓練 ・複数集落の連携など支え愛活動のネットワーク化によるリーダー確保（防災協力員） ・様々な災害や発生時間を想定した支え愛マップづくりの推進 ・学校と町内会との合同の避難訓練 ・支え愛マップの作成による個人情報共有 ・支え愛マップ作成を通じた町内未加入者への働きかけ強化 ・外国人支援団体による活動への支援 ・避難マニュアルへの外国人対応の記載

<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の備蓄品の充実が必要 <p><豪雪災害></p> <ul style="list-style-type: none"> ・単独で行う屋根の雪下ろしの危険性の啓発強化が必要 ・高齢者、障がい者、傷病者等への支援が必要 ・市町村が有している除雪能力を超えた降雪量があった場合に対応できる支援が必要。 ・除雪機械や除雪作業のオペレーターが不足している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数集落や地域間の連携による「小さな拠点」への備蓄品の充実支援 ・防災放送による危険度の周知 ・除雪機械運転手支援制度 	<ul style="list-style-type: none"> ・雪下ろし作業を共同で行う作業メンバー化の推進 ・応援除雪・交換除雪 ・道路管理者間での応援除雪 ・除雪機械運転手支援制度
---	--	--

2 災害発生時

課 題（市町村・団体等の意見から）	現状の取組	今後地域に必要な取組（アイデア）
<p><鳥取県中部地震></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の現地情報把握に時間を要した ・地域に不足する防災リーダーの育成・確保が必要。[再掲] ・地域住民の安否確認を早期かつ確実にできるしくみが必要 ・聴覚障がい者等に対する情報伝達が不十分であった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団・自主防災組織による安否確認の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民・防災リーダーによる状況報告のしくみづくり ・複数集落の連携など支え愛活動のネットワーク化によるリーダー確保（防災協力員） ・集落や町内会など自治組織間のネットワーク化による活動の促進（安否確認） ・聴覚障がい者への訪問型の見守り生活支援 ・音声、手話、筆談、点字など特性に合わせた多様な手段の活用

<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に自らの力で助けを求めない障がい者や高齢者への助けが必要。 ・外国人や観光客に配慮した情報提供方法が必要 ・電話だけではなくSNS等を活用した情報提供が必要 <p><豪雪災害></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地における生活道路の除雪には限界があり、別途の方法が必要。 ・非常時における国、県、市町村等行政間の情報連絡が不十分であった。 ・高齢独居世帯の電話回線が豪雪により断線し不安が高まると共に、外部から安否確認ができなかった ・立ち往生車両に対し、必要な情報が提供されていなかった。(渋滞解消の見込み、食料や燃料の入手方法、トイレの場所、休憩ができる場所 など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・除雪機械の導入支援 ・連携体制の強化 ・見守り活動、連携体制の強化 ・地域と行政との連携体制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅や施設への手話ができる支援者の訪問による孤立化の防止と信頼関係づくり ・支え愛活動による助け合い ・多様な方法による解りやすい防災情報の提供（スマホアプリ、避難所案内看板等の多言語化、ピクトグラム、点字化など） ・FM放送の活用など民間企業と連携した情報提供の推進 ・スコップ等手作業による除雪ボランティア（高校、大学など若年層による除雪ボランティアの登録） ・災害時における見守り活動の強化 ・地域住民と連携した情報伝達体制づくり
---	---	---

3 避難所までの移動・誘導

課 題（市町村・団体等の意見から）	現状の取組	今後地域に必要な取組（アイディア）
<p><鳥取県中部地震></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の防災リーダーの育成・確保が必要。[再掲] ・防災マップの認識不足による未活用の発生[再掲] ・身体の不自由な方や高齢者を想定した避難誘導訓練が必要 ・一人暮らしの高齢者や障がい者はブルーシートなど配布物資の情報を得ても、自らが行動することは困難であり対策が必要 ・自宅周辺の車中避難者は行政が全容を把握することが困難であり、支援が行き届かない恐れがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・震災復興活動支援センターによる支援 ・地域内や複数集落・町内会などでの避難誘導訓練の実施支援 ・ボランティア等による対応と「小さな拠点（一時避難所）」への備蓄充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数集落の連携など支え愛活動のネットワーク化によるリーダー確保（防災協力員） ・様々な災害や発生時間を想定した支え愛マップづくりと実際に利用した避難訓練 ・同 上 ・地域と連携した車中避難者の状況把握 ・テントの貸出し・設置など地域住民との共働による避難環境づくり。

4 安心な避難生活・避難所の運営

課 題（市町村・団体等の意見から）	現状の取組	今後地域に必要な取組（アイディア）
<p><鳥取県中部地震></p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の運営者やリーダーが不足している。 ・介護士や看護師など有資格者の協力。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の自主運営の推進 ・災害時の応援協定 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数集落の連携など支え愛活動のネットワーク化によるリーダー確保

<ul style="list-style-type: none"> ・要支援者と付き添い家族を含めた規模想定が必要 ・指定避難所だけでは無く近隣の集会所など多様な避難所の確保が必要。 (開設して使用する際のルールづくりも必要) ・安心して避難できる一時集会所の耐震診断が必要 ・手話通訳や多言語化、アレルギーやペット対策など安心して避難できる場所の確保や受入体制づくりが必要 ・備蓄食料の配布に併せ地域での炊き出しの検討が必要。 ・ブルーシート等、物資の調達先として市役所だけでなく地区公民館や自治公民館へも拡大が必要。 <p><豪雪災害></p> <ul style="list-style-type: none"> ・立ち往生したバスや列車に取り残された乗客の不安の解消や早期に帰宅できる支援策が必要 ・大雪期間中における人工透析患者の自力通院が困難となり、早期の通院受診体制の回復が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断への支援 ・手話環境の充実 ・防災・避難訓練の実施 ・「小さな拠点」にもなる、支え愛避難所（一時避難所）での利用を想定した広域的な備品の整備 ・乗客への現状説明（事業者） ・夜間高速バス：乾パンの常備（事業者） ・JR：主要な駅への備蓄品の配備（事業者） 県との間におけるホットラインの開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所、福祉避難スペースの確保 ・ホテルや旅館など民間施設の災害時利用 ・一時避難所への活用可能な「小さな拠点」の整備 ・支え愛避難所（一時避難所）での利用を想定した広域的な備品の整備 (手話対応タブレットの整備) ・被災地外住民によるペットの一時預かり ・バス車両への備蓄品の常備 ・自宅のトイレの利用提供、集会所・公民館の活用などによる支援 ・住民により立ち往生車両へ情報を提供する体制の整備 ・集落間や地域間連携による支援体制づくりの推進
--	--	---

その他

- 応急危険度判定士の養成・確保（現状：認定要件を緩和している。⇒ 今後：講習回数の増加（1回/年 → 2回/年に変更。））
- 被災家屋への高額請求など悪徳業者対策（現状：消費者への啓発サポーターの認定・スキルアップ研修）⇒ 今後：サポーターの育成

「支え愛」を柱とした地域防災力の向上について

平成29年5月2日
危機管理政策課

1 基本的方向性

- (1) これまで福祉の取り組みであった「支え愛」を、防災・危機管理の分野にも広げていくことで、さらなる地域防災力の向上を図っていく。
- (2) 平成28年度まで福祉保健部が担当していた

- ・福祉避難所
- ・個別支援計画
- ・支え愛マップづくり

について、危機管理局、福祉保健部関係課及び観光交流局関係課が協力してその推進を図る。

※ 現状

- ・福祉避難所未指定は日南町と日野町
- ・避難行動要支援者避難対策推進指針に記載している
避難行動要支援者名簿未策定市町村は南部町と江府町
避難支援個別計画策定済み市町村は鳥取市、境港市、湯梨浜町、日吉津村のみ
- ・支え愛マップは三朝町が未作成となっている。作成している市町においてもカバー率（策定率）に、5.0%～59.8%のばらつきがある。

2 関連する条例の制定及び改正

- (1) 「支え愛」の考え方を鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例に盛り込むよう改正（改正の方向性（案））

① 「災害時支え愛活動」の推進

鳥取県らしい人と人の絆を基調とした助け合い、支え合い及び住民、自主防災組織、NPO、事業者、行政等の多様な主体の協働や連携による災害時の支え合い活動（災害時支え愛活動）を推進する。

② 「支え愛避難所」への支援

町内会の集会所等に近隣住民が自主的に開設した避難施設を「支え愛避難所」として位置づけ、県及び市町村は開設状況の把握や必要な支援を行う。

③ 自家用車等へ避難した被災者の健康面の配慮

自家用車等に避難した被災者の身体的、精神的負担を軽減するため、避難所の情報の提供や生活環境が良好な避難所の提供に努めること。

④ 避難行動要支援者の避難支援体制づくりの推進

ア. 支え愛マップづくりの推進

自主防災組織、民生委員、児童委員、消防機関等の支援関係者は、地域住民による支え愛マップづくり等の取組を通じて、避難行動要支援者に関する情報の共有や支え愛マップを活用した防災訓練の実施に努めること。

イ. 避難行動要支援者名簿の情報共有の推進

避難に支援が必要な人に係る個人情報の支援関係者における共有が進むよう、条例の制定等法制上の措置その他の措置に市町村長が努めること。

⑤ 要配慮者対策の強化

高齢者、障がい者、外国人等多様な人の特性に配慮して、避難情報の伝達や避難所の生活環境の整備等防災及び危機管理に関する各種対策を推進すること。

⑥ 地域の防災リーダーの一層の活用

自主防災組織において指導的役割を担う者を育成及び確保し、その者が地域の防災力を

高めるために積極的に活動できる環境を整えるよう配慮

⑦建築物の非構造部材の耐震性の確保

不特定多数の者が利用する公共性の高い施設について、構造体以外の部材等の耐震性の確保についても必要な措置を講じるよう努めること。

(2) あいサポート条例（県民みんなで進める障害者が暮らしやすい社会づくり条例）の「災害時における障害者の支援」部分

- ・市町村は平時から、災害発生時に障害者に対する必要な対応ができるよう、地域における支え愛の仕組みづくりなどに取り組む。
- ・市町村は災害が発生した場合に、視覚障がい者、聴覚障がい者、盲ろう者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者などの障がい者に対し、障害の特性に配慮した情報提供を行い、支援が必要な障がい者が、安全・確実に避難できる仕組みを作る。
- ・市町村は避難所では、障害の特性に応じて情報提供の徹底、生活上必要な配慮を行う。また、避難所の円滑な利用のため、施設・設備の充実を図る。

3 今後の進め方について

- ① 4月18日 危機管理局が、福祉保健部、観光交流局と協議し福祉避難所及び福祉避難スペース確保・運営対策指針（案）、避難行動要支援者避難対策推進指針（案）及び支え愛マップの方向性を整理
- ② 5月2日 中部地区社協との意見交換会を開催
- ③ 5月10日 市町村社協事務局長会議
- ④ 5月10日、11日 中部市町副市町長との意見交換会
- ⑤ 5月中旬 支え愛マップ活用事例集の作成
- ⑥ 5月22日 要支援者対策に係る関係者連絡会の開催【東中西で実施】（市町村社協、市町23日、25日 村担当者、民生委員、福祉協力員、自治会、自主防災組織、地域で活動している団体等）
- ⑦ 5月 災害時要配慮者支援ネットワーク会議の開催（社会福祉士会、介護福祉士会、介護支援専門員連絡協議会、県社協等）
- ⑧ 5月中 指針案の方向性に関するコンセンサス
- ⑨ 6月～ 作成等への取り組み
 - 支え愛マップの作成【通年：150地区】
 - 課題解決に向けた共助の取組【通年：30地区】
 - 自治会等が他地区へ普及啓発を取組【通年：30地区】
- ⑩ 12月～ 要支援者対策に係る関係者連絡会の開催（市町村社協、市町村防災・福祉担当者、民生委員、福祉協力員、自治会、自主防災組織、地域で活動している団体等）【東中西部で開催】
- ⑪ 1月～ 災害時要配慮者支援ネットワーク会議の開催（社会福祉士会、介護福祉士会、介護支援専門員連絡協議会、県社協等）

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例の改正の概要について

平成29年4月21日
鳥取県危機管理局危機管理政策課

熊本地震や鳥取県中部地震、豪雪被害の経験などを踏まえ、「鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例（以下「条例」という。）」改正の検討を進めています。

1 条例改正の経緯

平成21年7月に鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例（以下「条例」という。）を制定し、平成23年の豪雪や豪雨などによる被害、他県における東日本大震災等の大災害の経験を踏まえ、平成26年4月に一部改正を行ったところです。

その後、昨年発生した熊本地震での支援経験や、鳥取県中部地震、本年1月と2月の豪雪の被災経験や対応状況等を踏まえ、県では条例に盛り込むべき事項や強化すべき施策について、「鳥取県中部地震を乗り越える防災対策会議」や市町村実務担当者との意見交換会等を通じて検討を行い、次のとおり条例案のポイントを作成しました。

今後、パブリックコメントのご意見を参考に、6月議会に改正条例案を上程する予定です。

2 条例改正のポイント

(1) 「災害時支え愛活動」の推進

【改正趣旨】

昨年10月の鳥取県中部地震の際の地域住民相互の助け合い及び本年1月、2月の豪雪時に見られた沿線住民による立ち往生ドライバーへの食事の提供などのように、鳥取県らしい地域ぐるみの助け合い、支え合いの活動が災害対応として有効であったことを受け、この「災害時支え愛活動」を推進する。

【改正内容】

- 「災害時支え愛活動」に関する規定を次のとおり設ける。
- ・地域の防災力を高めるため、鳥取県らしい人と人の絆を基調とした助け合い、支え合い及び住民、自主防災組織、NPO、事業者、行政等の多様な主体の協働や連携による災害時の支え合いの活動（以下「災害時支え愛活動」という。）を推進すること。
- ・災害時支え愛活動を推進することを基本的な考え方とする。

(2) 「支え愛避難所」への支援

【改正趣旨】

市町村の指定する避難所以外に、住民は町内会等が所有・管理している集会所等が近くて行き易く、日頃から気兼ねなく利用できることや、顔見知りが多く落ち着けるなどの理由から自主的に開設・運営されることも少なくないことから、このような避難が行われる集会所等を「支え愛避難所」として市町村は支援に努める。

【改正内容】

- 「支え愛避難所」に関する規定を次のとおり設ける。
- ・町内会の集会所等、住民が自主的に設ける避難のための施設を「支え愛避難所」として位置づけ、市町村長は、支え愛避難所の開設があった場合には、安全性などを適宜確認するとともに必要な支援を行うよう努めること。

(3) 自家用車等に避難した被災者の健康面への配慮

【改正趣旨】

熊本地震では避難中の体調悪化などによる「災害関連死」170人のうち、車中泊を経た後に死亡した者が少なくとも41人に上ったことや、鳥取県中部地震の際にも車中避難者を確認しており、車中避難者の健康リスクを軽減するため、市町村は避難所情報の提供や良好な環境の避難所の提供に努める。

【改正内容】

○避難所ではなく自家用車等に避難した被災者の健康面への配慮についての規定を次のとおり設ける。

- ・市町村長は、避難所ではなく自家用車等に避難した被災者の身体的、精神的負担を軽減するため、避難所の情報の提供や生活環境が良好な避難所の提供に努めること。

(4) 避難行動要支援者（※1）の避難支援体制づくりを地域ぐるみで促進

【改正趣旨】

避難行動要支援者（※1）の支援については、平成25年の災害対策基本法の改正趣旨を踏まえ、現行条例において避難行動要支援者名簿の情報共有や支援体制の整備について規定しているところであるが、支援体制づくりを一層推進するため支援関係者間の名簿情報の共有及び個別支援計画（※2）の作成を促進するとともに、地域住民が主体となって進める「支え愛マップづくり」等の取組を推進する。

【改正内容】

○避難行動要支援者名簿の情報共有や、避難支援体制づくりに関する以下の規定を設ける。

- ・市町村長は避難に支援が必要な人に係る個人情報の支援関係者における共有が進むよう、条例の制定等法制上の措置その他の必要な措置を行うよう努めること。
- ・自主防災組織、民生委員、児童委員、消防機関等の支援関係者は、地域住民による支え愛マップ（平常時の見守り及び災害時の避難支援を目的として、支援を必要とする者及びその支援者の情報並びに避難所及び避難経路を盛り込んだ地図）づくり等の取組を通じて、避難行動要支援者に関する情報の共有や支え愛マップを活用した防災訓練の実施に努める。

（※1）避難行動要支援者・要配慮者

平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、避難の支援を実施するための基礎となる名簿（避難行動要支援者名簿）の作成を市町村長に義務付けることが規定されました。

（※2）個別支援計画

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、避難行動要支援者ひとりひとりの具体的な避難支援の方法等を定めておくもの。（避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府（防災担当）平成25年8月作成）により、策定することが適切であるとされている）

(5) 要配慮者対策の強化

【改正趣旨】

熊本地震や鳥取県中部地震においても、高齢者、障がい者、外国人等の特に配慮を有する者（要配慮者）に対する避難情報の伝達や、避難所の生活環境の整備について課題があったこと等を踏まえ、要配慮者に配慮することを防災及び危機管理の基本的な考え方に盛り込む。

【改正内容】

○要配慮者対策の強化についての規定を次のとおり設ける。

- ・高齢者、障がい者、外国人等多様な人の特性に配慮して、避難情報の伝達や避難所の生活環境の整備等防災及び危機管理に関する各種対策を推進すること。

(6) 地域の防災リーダーの一層の活用

【改正趣旨】

災害時に地域の防災リーダーが十分に活動できるよう、平常時から地域の防災リーダーが地域住民への防災知識の普及、自主防災組織の育成支援などに積極的に取り組むことができる環境を整えるよう配慮する。

【改正内容】

- 地域の防災リーダーが十分に活動できる環境の整備を進める。
- ・市町村長は、自主防災組織において指導的役割を担う者を育成及び確保し、その者が地域の防災力を高めるために積極的に活動できる環境を整えるよう配慮すること。

(7) 建築物の非構造部材の耐震性の確保

【改正趣旨】

東日本大震災や熊本地震、鳥取県中部地震では、避難所に予定されていた学校の体育館や不特定多数の者が利用するホールなどで、天井材や照明器具などの構造体以外の部材（非構造部材）の落下の被害が多数発生したことから、構造体以外の部材等の耐震性の確保についても必要な措置を講じるよう努める。

【改正内容】

- 構造体以外の部材等の耐震性の確保を促進する。
- ・知事及び市町村長は、不特定多数の者が利用する公共性の高い施設について、構造体以外の部材等の耐震性の確保についても必要な措置を講じるよう努めること。



1 制定の目的

あいサポート条例（愛称）素案の概要

本県が取り組んできたあいサポート運動を更に発展させ、障がい者が地域の中で自分らしく安心して生活できる暮らしやすい社会の実現を目的とします。



2 条例案の内容

障がい者が暮らしやすい社会をつくるために、行政、事業者、県民が、それぞれお互いに協力して行うこととします。

- ・県民の障がい者への理解を深める県民運動を推進します。
- ・障がいを理由とする差別の解消に向けて取り組みます。
- ・障がい者が障がいのない者と同等な日常生活を営めるよう、情報アクセシビリティ及びコミュニケーションを保障します。
- ・災害が発生した場合において、障がい者が安全・安心に避難し、生活できるよう支援します。
- ・障害福祉サービスの充実、虐待防止の促進、医療・福祉等の連携、教育環境の整備、就労の促進、文化芸術・スポーツの推進に取り組みます。

【行政の役割】

- ・行政の作成する障がい者に関する計画に施策を定め、障がい者が暮らしやすい地域づくりに取り組みます。

【事業者の役割】

- ・事業者は、障がい者が利用しやすいサービスを提供し、障がい者が働きやすい環境を整備するようにします。

【県民の役割】

- ・県民は、障がいや障がい者に対する理解を深め、障がい者が暮らしやすい社会づくりに協力します。

【行政・事業者・県民がみんなで取り組む施策】

【あいサポート運動の推進】

- ・障がい者が困っているときにちょっとした手助けをするなどの「あいサポート運動」に県民全体で取り組みます。
- ・支援が必要との表示を身に付けている障がい者等に対し、求めがあった場合に手助けをします。

【障がい者差別解消相談支援センターの設置】

- ・障がいを理由とする差別の解消を推進するため、障がい者差別解消相談支援センター（以下「相談支援センター」という。）を設置します。
- ・相談支援センターにおいて相談者への助言や関係機関と連携した相談者への支援を行うとともに、県民への啓発等を行います。

【情報アクセシビリティ及びコミュニケーションの保障】

- ・障がい者とのコミュニケーションでは、視覚障がい、聴覚障がい、盲ろう、言語・音声機能障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいなど、それぞれの特性に応じた方法でコミュニケーションを行い、障がい者が円滑に情報を取得することができるような方法で情報を発信します。

【災害時における障がい者の支援】

- ・平時から、災害発生時に障がい者に対する必要な対応ができるよう、地域における支え愛マップなどの仕組みづくりに取り組みます。
- ・災害が発生した場合に、視覚障がい者、聴覚障がい者、盲ろう者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者などの障がい者に対し、障がいの特性に配慮した情報提供を行い、支援が必要な障がい者が安全・確実に避難できる仕組みをつくります。
- ・避難所では、障がいの特性に応じて、情報提供の徹底、生活上必要な配慮をします。また、避難所の円滑な利用のため施設・設備の充実を図ります。

【障がい者の自立及び社会参加の推進】

- ・障がい者福祉に関する制度の新設や拡充などサービスの充実を図ります。また、意思決定ができない障がい者への支援に関する体制整備等を図ります。
- ・医療・歯科医療について配慮の必要な障がい者が安心して暮らせるよう、医療・福祉・保健・教育などの関係分野での連携を一層進めます。
- ・障がい者が、障がいの特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、点字図書などコミュニケーションを保障する支援をします。
- ・県民が年少期から障がいや障がい者について学ぶ機会をつくっていきます。
- ・障がい者の希望に合う就労ができるようになっていきます。また、障がい者が中心に働く事業所において、賃金等が高くなるようにしていきます。
- ・障がい者の芸術文化やスポーツを推進するため、その機会の確保や環境の整備などを行います。